

北海道自家用新聞

発行所
 北海道自家用自動車協会連合会
 編集兼発行人 林 雄三郎
 札幌市東区北三〇東一・郵便番号〇六五〇〇〇〇
 電話 (〇一一) 七二一―四五七八
 支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
 定価 一部二〇〇円(会員の年会費に含まれています)

自動車のオンライン申請を全国で 中古車と軽自動車も対象に (自動車保有関係手続きのOSS)

政府は、新車の登録に関わる手続きを、インターネットを使用してオンラインにより全国でできるようにする。

これまで行政機関へ出向く必要があった検査登録や車庫証明といった諸手続きを、ネット上で可能とする。現在の新車に加え、中古車や軽自動車にも対象を拡大。個人が自動車販売店に支払う手数料は二〜三割程度安くなり、納期期間も短くなる見込み。手続きの簡素化で自動車市場の活性化につなげる。

新車購入後に必要な手続きを、ネット上で済ませる仕組みは、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」と呼ばれ、「OSS都道府県協議会」(東京・千代田)が国土交通省及びOSS推進警察協議会とともにOSSシステム全体の運用・管理を行っている。現在は東京都や大阪府、埼玉県、神奈川県、愛知県など十一都府県で導入済みで平成二十九年度までに全都道府県に広がる。

自動車購入後の諸手続きは通常、自動車販売店が購入者に代わって実施し、代行手数料を徴収する。これまでは警察署に車庫証明を申請したり、運輸局に検査登録したりするなど、複数の窓口に出向く必要があった。しかし、手続きをオンラインにより一括してできるようになれば、販売店の手間が大幅に省け、購入者は代行手数料の低下を見込めるようになる。国土交通省では、平均三万五千円程度の手数料が約二〜三割安くなる見込みと共に、購入してから納期までの時期も一週間程度から四〜五日に短縮されるという。

ネットで手続きが可能な対象車も拡大する。現在は排気量が六六〇cc超の登録自動車の型式指定車の新車に限られているが、平成二十九年度までに中古車も含める。登録や車庫証明の申請にかかる手数料は大手販売店で三万円程度とされており、中古車でも新車と同様の値下げ率が見込めるという。廃車や引越に伴う住所変更の手続きもネット上で済むようにする。

世帯当り普及台数 三年振りに減少 一世帯に一・〇六九台 自検協

一般財団法人自動車検査登録情報協会(自検協)が集計した平成二十六年三月末現在の自家用乗用車(登録車と軽自動車の合計)の世帯当り普及台数は一・〇六九台となり、前年の一・〇八三台から〇・〇一四台減って三年振りに減少した。消費増税前の駆け込み需要などにより保有台数が七十万台増加した

保有台数の伸び率が世帯数の伸び率を三年振りに下回った。自検協では、毎月発行している「自動車保有車両数月報」の三月末現在と、総務省が発表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」をもとに、毎年三月末の世帯当り普及台数をまとめている。なお、今年より総務省の調査期日が変更され、一月一日現在の人口・世帯数となっている。また、今回より世帯数には外国人住民の世帯も含めて算入している。

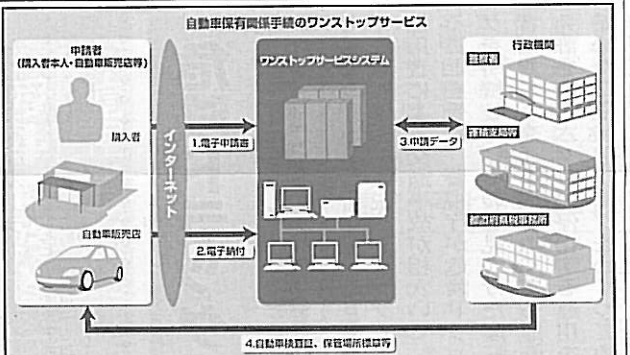
平成二十六年の自家用乗用車(事業用を除く乗用車)の保有台数は五九八万四千五百五十九台、外国人住民の世帯を含む世帯数は五五九万五千二百六十九世帯で、世帯当り普及台数は一・〇六九台となった。

世帯当り普及台数は、昭和五十一年に初めて〇・五台を超えて二世帯一車となり、平成八年には一世帯一台時代を迎えた。過去最高は、

また、販売店などから要望が強かった軽自動車も、平成二十九年度をめどに対象に加える方向で検討している。

このインターネットを使った新車の登録手続きは、平成十七年十二月、東京都や大阪府など四都府県でサービスを開始した。ただ、財政難の自治体は、こうした環境整備費用の高さから導入を見送るなど、利用が低迷していた。今後は自治体毎に運用しているシステムを全国で共通化し、二億〜三億円程度かかった導入費用を数千円に削減する。

国交省によると、昨年度は導入済みの十一都府県で新車登録に占める利用率が約六割まで上昇した。ネット手続きが全国に拡大し、手数料が安くなれば自動車取引が一段と活性化するとみている。



平成26年 冬の交通安全運動

実施期間 11月11日(火)〜11月20日(木) 年間スローガン

重点目標

- 凍結路面でのスリップ事故の防止をはじめ、左記の活動等を推進する
- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

毎月15日は 『道民交通安全の日』

「道民交通安全の日」の高さから導入を見送るなど、利用が低迷していた。今後は自治体毎に運用しているシステムを全国で共通化し、二億〜三億円程度かかった導入費用を数千円に削減する。

平成十八年の一・一一二台。なお、保有台数は調査開始(昭和五十年)以来毎年増加しており、世帯数も総務省の調査開始(昭和四十三年)以来毎年増加している。

都道府県別の上位では、福井県がトップとなり、続いて富山県、山形県が続く。上位十二県では一世帯あたり一・五台以上普及している。

また、一台以上普及している都道府県は、前年同様四十二道県であった。

なお、世帯当り台数が最も少なかったのが、東京都の〇・四六一台。

世帯あたり普及台数の推移

対象年	世帯あたり普及台数
平成20年	1.095
平成21年	1.086
平成22年	1.080
平成23年	1.076
平成24年	1.080
平成25年	1.083
平成26年	1.069

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカーは、ハイブリッドのレンタカー保有No.1*。

さらに実充、ますます便利で快適なトヨタレンタカーのハイブリッド車!

さらに実充、ますます便利で快適なトヨタレンタカーのハイブリッド車!

6,480円 (税込/基本料金) ~ /6時間

借りるなら、「ハイブリッドクラス」

驚きの「低燃費」!!

●JC08モード*

37.0 km/L

料金等の詳しい情報はこちら

<http://www.toyotarenta.com/>

お電話でのお問い合わせはこちら

トヨタレンタリース旭川 Tel. (0166) 57-0100

「ラク楽eメンバー」入会でさらにおトク!!

「ラク楽eメンバー」入会受付中!!

キャンペーンの詳細は、ホームページ「トヨタレンタリース」をご覧ください!

トヨタレンタカー予約センター

0800-7000-111

ホームページトヨタレンタリース

www.toyota.co.jp/rent/

提携からのアクセスはこちら!

<http://rent.toyota.co.jp>

株式会社トヨタレンタリース旭川 (本社) 旭川市東區橋4線10号1番地8

旭川店 Tel. (0166) 57-0100

旭川空港店 Tel. (0166) 83-3701

旭川駅前店 Tel. (0166) 23-0100

忠和店 Tel. (0166) 61-0100

大宮通り店 Tel. (0166) 34-0100

富良野店 Tel. (0167) 23-2100

士別店 Tel. (0165) 23-0100

名寄店 Tel. (0165) 43-0100

深川店 Tel. (0164) 23-0100

利尻店 Tel. (0163) 89-2300

利尻空港店 Tel. (0163) 82-1100

礼文店 Tel. (0163) 86-1117

稚内店 Tel. (0162) 22-0100

稚内空港店 Tel. (0162) 29-3100

留萌店 Tel. (0164) 43-0100

トマム店 Tel. (0167) 58-1001

TOYOTA 乗りたい時に、乗りたいクルマ

トヨタレンタカー

9・10月強化月間

「自動車点検整備推進運動」

クルマに乗る人は、点検整備しないといけないんだって。

自動車の構造及び点検・整備について知識と理解を深めるために、今年も九月と十月の二ヶ月を強化月間とし、「自動車点検整備推進運動」(マイカー点検キャンペーン)を全国的に展開しています。

無くなった訳ではなく、使用過程において使用部品の劣化・消耗は進行していきます。自動車本来の安全・環境性能を維持するためには、定期的な交換や補充が必要となり、自動車ユーザーは責任を持って適切に定

期点検及び日常点検を行う必要があります。自家用乗用車には、十二月と二十四ヶ月の定期点検の実施が法令で定められており、車検時に行う二十四ヶ月点検整備については多くの人

もと国土交通省、自動車関係三十団体で構成する「自動車点検整備推進協議会」及び自動車関係十四団体で構成する「大型車の車輪脱落防止対策に係る啓発活動連絡会」が中心となり、一般ユーザーに適切な点検・整備の必要性を理解してもらおうと共に、大型車ユーザーにあつては、ホイールの取り付け状態や燃料装置等について、より確実な点検整備の実施を求めています。



離島の車検の負担を軽減

車検の更新期間を最高二ヶ月前からへと拡大

国土交通省は、来年四月以降、離島に限り、普通自動車等の車検の際、有効期間の満了する日の二ヶ月前から更新しても有効期間が縮まらないよう融通し、生活環境の向上に繋げる。現行では、最大一ヶ月前である事から実質一ヶ月間拡大される。

同省は、制度改正にあたり、島民の負担軽減を挙げており、検査官による「出張車検」の頻度も拡大するとしている。また、台風等でフェリ

ーが長期欠航して車検が間に合わない事象を想定し、道路運送車両法の天災特例を柔軟に適用し車検期間を延長する措置なども先行して今秋から実施する。

対象地域は、離島振興法で指定を受けている全国の有人離島三十一島で、国が車検を行う普通自動車等の登録台数は十七万台に上る。同省所管の「軽自動車検査協会」が車検を

ら実施している。しかし、十二月月点検整備では、実施率は五十%程度と低く、日常点検ともなると更に実施率は低い状況です。このことから自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分に認識されているとは言い難い状況です。

また、大型車についても、使用状況の過酷さ及び事故時の影響の大きさ等を考慮すれば、車輪脱落事故や車両火災事故を防止するための重点的な点検の実施等の取り組みが必要となります。

運転中に起きるトラブルの多くは、日常点検で回避できると言われております。日常点検は症状が悪化する前に異常に気が付き整備できるため、部品にかかる費用を最小限に抑えられることに加え、自動車の寿命を延ばす事にも繋がります。日常点検の実施時期は特に定められていませんが、走行距離や運行状況などから判断し、適切な時期に行うのが理想と言えます。

安心で快適なカーライフを送るためにも、愛車の日常・定期点検を励行しましょう。

危険ドラッグ(脱法ドラッグ)の使用による交通事故が相次いでいることを受け、警視庁が危険ドラッグを所持しているのを見つけた運転者に対し、交通違反が無くても運転免許を最大六ヶ月間停止する運用を始めた。危険ドラッグをめぐる免許停止の運用をするのは全国で初めて。同庁では「事故を起こす危険性がある運転者には物理的に運転をさせない」としている。

現在、現行の道交法では、覚醒剤や麻薬の中毒者や幻覚症状のある精神障害者を、将来的に事故を起こす

が実施しています。しかし、十二月月点検整備では、実施率は五十%程度と低く、日常点検ともなると更に実施率は低い状況です。このことから自動車ユーザーに自動車の点検・整備の重要性が十分に認識されているとは言い難い状況です。

国土交通省は、九月一日〜三十日までの一ヶ月間、「自賠責制度広報・啓発運動」を展開しました。

期間中、自賠責制度の重要性・役割・無保険・無共済車運行の違法性や、被害者とその家族だけでなく損害賠償により加害者家族も苦しむ結果になるといった悲惨さを訴求し、自賠責保険・共済への加入促進を図るための広報・啓発活動を実施したもので、毎年九月に展開しています。

自賠責保険・共済のステッカーの貼り替え忘れが多い現状を踏まえ、ステッカー貼り替え忘れに対する注意喚起も併せて実施しました。また、万一交通事故の当事者となった場合、各種の被害者救済対策なども紹介することで、クルマ・バイクの保有者、その家族も含めた国民全体に対し、自賠責制度の認識度の向上

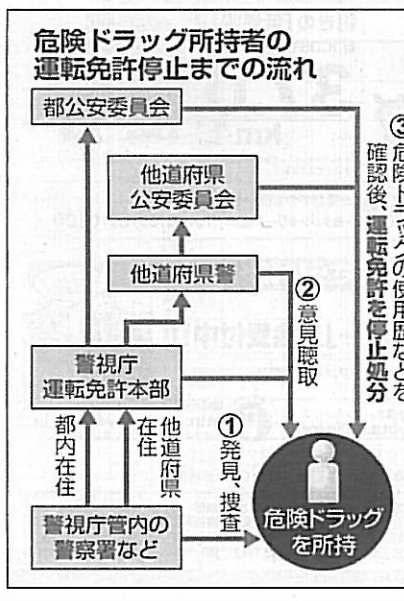
を図りました。今年度の標語は「自賠責があなたと家族を守ります」。ポスター約十

「自賠責があなたと家族を守ります」

広報・啓発運動を展開

国土交通省

関、学校などで掲示・配布しました。特にバイクユーザーの多い若年層・青年層に対する周知を図るため、今年度はプレス配信サービス会社利用による大手ポータルサイトなどへプレス配信・記事掲載による訴求機会を拡大しました。



危険ドラッグ所持者の運転免許停止までの流れ

① 発見、捜査

② 意見聴取

③ 危険ドラッグの使用歴などを確認後、運転免許停止処分



第345号

十分な車間距離で 余裕を持った運転を!

近年の交通統計から、ここ数年、人身事故で最も多いのが車同士による「追突事故」であり、実に人身事故全体の約三分の一を占めています。

この「追突事故」を引き起こす大きな要因の一つとして、「車間距離の不保持」が挙げられます。

道路交通法第二十六条では「同一の道路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない」と「車間距離の保持」について定められています。

前方の車が急停止しても追突しない車間距離を確保して運転することが大切です。

一般道路の場合、時速30〜60kmについては、速度から一五を引いた数字(時速60kmであれば、60-15=45)が概ね停止距離と一致しますから、これを安全な車間距離の目安にすると覚えやすいでしょう。

高速道路では、スピードメーターの数字を距離に置き換えて(時速80kmであれば80メートル)、それ以上の車間距離をとることが基本とされていますが、速度90km以上の場合には、スピードメーターの数字では停止距離に達しませんので、その数字よりも更に長い車間距離をとるようにしましょう。

避難所等の地図記号新設

平成二十五年に災害対策基本法の一部が改正され、平成二十六年四月から、市町村において新たに緊急避難場所や避難所(以下、「避難所等」という)を指定・更新することが定められました。緊急避難場所については、災害種別ごとに定めることとされています。

これに伴い、今年四月、国土院は、緊急避難場所や避難所をわかりやすく表示するための地図記号を決定しています。

避難所は、災害が発生又は発生の恐れがある場合、危険から一時的に逃れるための「緊急避難場所」と

避難所等の地図記号

緊急避難場所 避難所 避難所兼緊急避難場所

① 洪水、集中豪雨などが起き、下水道や河川などに雨水を排水できないことによる浸水
② 高潮、地震、津波 ③ 地震、大規模な火事
④ 崖崩れ、土石流および地滑り

災害種別記号表示

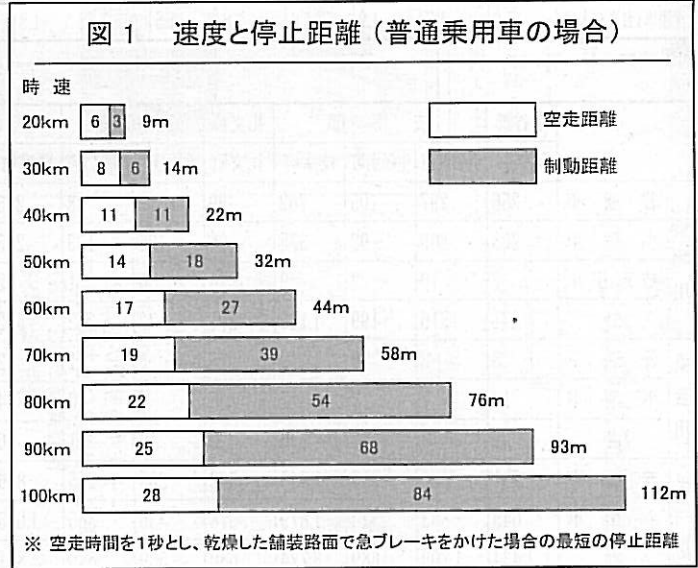
緊急避難場所には対応する災害種別記号を付す。(避難所には災害種別はない。)

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

安全な車間距離とは、(図1)の停止距離以上の距離とされています。時速40kmであれば二二メートル以上、時速60kmであれば四四メートル以上という事になります。

なお、交通事故を防止するためには、前方の車との車間距離を保持するだけでなく、歩行者や自転車の側方を通過する時や駐車車両の側方を通過する時などに十分な側方距離を確保する必要があります。

保持する事も大切です。特に、自転車は急にふらつくことがありますので、十分な側方間隔をとっていきなると通過時に接触する危険があります。日頃自動車を運転する際には、車間距離に加え側方距離にも十分に気を配り、安全運転を心掛きましょう。



希望ナンバー選択率四割超

愛車に好きなナンバーを!

旭川

今年一月から八月末までに旭川運輸支局管内で交付された登録車のナンバープレートの総枚数は五万二二五二枚。そのうち一連ナンバーが二万八四一八枚、希望ナンバーが二万三三四枚で、希望ナンバーの選択率は四五・五%にのぼっています。

希望ナンバー制度は、平成十年に一部地域で先行実施され、翌十一年に全国で導入されました。平成十六年五月からインターネットでの申込を付けてみませんか?

あなたも愛車に好きなナンバーを付けてみませんか?

第53回 優良運転者表彰式

旭川グランドホテルで実施

十月二十八日(火)

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っております。

今年度の優良運転者表彰には、一六名の申し込みがあり、九月十九日の優良運転者選考委員会において、

申込者全員の受賞が決まりました。表彰式の日時と会場は次の通りです。

◇日時 十月二十八日(火) 十五時三十分より

◇会場 旭川市六条通九丁目 旭川グランドホテル

旭川運輸支局 一般希望番号抽出しトップ5

3ナンバー	5ナンバー
1位 ...3	1位 2525
2位 ...5	2位 1122
3位 1122	3位 ..11
4位 ..11	4位 1212
5位 ..33	5位 ...3

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>
詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用 検索

予約問い合わせは《希望ナンバー予約センター》まで
一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会 TEL(0166)51-1221

サポート・ユア・カーライフ

JAF

一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール

車・バイクの故障、トラブルの受付
【全国共通・24時間年中無休】
0570-00-8139

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

スマートフォン・タブレット
または、**#8139**

通話料は有料、ダイヤルの際の通話料は一部、IP電話等からはご利用になれません。

総合案内サービスセンター

ロードサービス以外の手続きサービスなどのご案内
【全国共通・年中無休】平日9:00~19:00
土日・祝・年末年始9:00~17:30
0570-00-2811

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店 または支部窓口へ

北海道運輸局旭川運輸支局管内市町村別自動車数

平成26年3月31日現在

Main table showing vehicle counts by category (貨物用, 乗合用, 乗用, 特種用途, 軽自動車) and municipality (旭川市, 士別市, 名寄市, 富良野市, etc.).

Continuation of the vehicle count table, detailing counts for specific municipalities like 宗谷郡, 枝幸郡, 利尻郡, etc., and sub-categories like 検査対象車.

注) 軽自動車に関する車両数において、運輸支局管内合計及び北海道運輸局管内総計は、集計方法の違い等から、平成24年度3月末自動車保有車両数調べ(月報)と相違する。